

1 新たに指定地方行政機関に指定された機関に関する事項の追加

第1編第3章第2節2 指定地方行政機関の表（18～19ページ）中

変更後		変更前	
第五管区 海上保安本部	(略)	第五管区 海上保安本部	(略)
近畿地方環境 事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集 及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集		

2 本府の組織の再編、室、課等の名称変更等（平成18年4月1日）に伴う変更

第2編第1章第2節1(1)ア 対策本部の組織の表（54ページ）中

変更後		変更前	
本 部 員	出納長、 <u>政策企画部長</u> 、広報室長、総務部長、危機管理室長、生活文化部長、 <u>にぎわい創造部長</u> 、健康福祉部長、商工労働部長、環境農林水産部長、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>住宅まちづくり部長</u> 、出納局長、契約局長、水道企業管理者、教育長、警察本部長	本 部 員	出納長、 <u>知事公室長</u> 、広報室長、総務部長、危機管理室長、 <u>企画調整部長</u> 、生活文化部長、健康福祉部長、 <u>病院事業局長</u> 、商工労働部長、環境農林水産部長、 <u>土木部長</u> 、 <u>建築都市部長</u> 、 <u>企業局長</u> 、出納局長、契約局長、水道企業管理者、教育長、警察本部長

同節 3 (1) 指令部の組織の表 (59ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
部 員	危機管理課長、 <u>消防防災課長</u> 、保安対策課長、 <u>秘書室総務課長</u> 、広報報道課長、財政課長、人事課長、庁舎管理課長、府民活動推進課長、 <u>国際室総務課長</u> 、健康福祉総務課長、医療対策課長、 <u>産業労働企画室総務企画課長</u> 、環境農林水産総務課長、 <u>都市整備総務課長</u> 、道路環境課長、 <u>住宅まちづくり総務課長</u> 、出納課長、契約総務課長、経営企画課長、教育委員会事務局総務企画課長	部 員	危機管理課長、 <u>消防救助課長</u> 、保安対策課長、 <u>総務課長</u> 、広報報道課長、財政課長、人事課長、庁舎管理課長、 <u>国際課長</u> 、府民活動推進課長、健康福祉総務課長、医療対策課長、 <u>病院事業局経営管理課長</u> 、 <u>商工労働総務課長</u> 、環境農林水産総務課長、 <u>土木総務課長</u> 、道路環境課長、 <u>建築都市総務課長</u> 、 <u>企業局企業監理課長</u> 、出納課長、契約総務課長、経営企画課長、教育委員会事務局総務企画課長

第 3 編第 1 章第 1 節 1 各部局における業務の表 (132～133ページ) 中

変 更 後		変 更 前	
<u>政策企画部</u>	(略)	<u>知事公室</u>	(略)
総務部	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
<u>生活文化部</u>	(略)	<u>企画調整部</u>	(略)
<u>にぎわい創造部</u>	(略)	<u>生活文化部</u>	(略)
<u>健康福祉部</u>	(略) ・要援護高齢者、障害者等の避難 ・ <u>府立の病院における医療活動の実施</u> 等	<u>健康福祉部</u>	(略) ・要援護高齢者、障害者等の避難 等
<u>商工労働部</u>	(略)	<u>病院事業局</u>	・ <u>府立の病院における医療活動の実施</u> 等
<u>環境農林水産部</u>	(略)	<u>商工労働部</u>	(略)
<u>都市整備部</u>	(略)	<u>環境農林水産部</u>	(略)
<u>住宅まちづくり部</u>	(略)	<u>土木部</u>	(略)
		<u>建築都市部</u>	(略)
		<u>企業局</u>	・ <u>国民保護措置に関すること</u>

### 3 近畿ブロック各府県との連絡会議の統合（平成18年4月1日）に伴う変更

第3編第1章第2節1(2) 連絡会議の活用（134ページ）中

変更後	変更前
府は、市町村国民保護法制連絡会議や <u>近畿府県防災・危機管理協議会</u> （国民保護部会）等の場を活用し、情報の共有化等を図る。	府は、市町村国民保護法制連絡会議や <u>近畿ブロック危機管理等連絡会議</u> （国民保護部会）等の場を活用し、情報の共有化等を図る。

同節3(1) 近隣府県との情報共有（135ページ）中

変更後	変更前
府は、近畿2府7県において広域的な対応が行えるよう、「 <u>近畿府県防災・危機管理協議会</u> 」の場を活用して、緊密な情報の共有を図るとともに、各府県の危機管理監等のホットライン（緊急連絡網）の整備、更新を図る。	府は、近畿2府7県において広域的な対応が行えるよう、「 <u>近畿ブロック危機管理等連絡会議</u> 」の場を活用して、緊密な情報の共有を図るとともに、各府県の危機管理監等のホットライン（緊急連絡網）の整備、更新を図る。

### 4 安否情報に関する省令の改正（平成18年3月31日）に伴う変更

第3編第3章第2節2 安否情報の収集のための準備（147～148ページ）中

変更後	変更前
また、府対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。	また、府対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第1条に定める安否情報報告書様式第1号の周知徹底を図る。